

奈良労働局発表
令和4年6月8日

【照会先】
職業安定部職業対策課
課長 村上 陽子
外国人雇用対策担当官 福本 辰也
電話 0742-32-0209（内線 279）

報道関係者 各位

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です

6/1(水)～6/30(木)

共生社会は魅力ある職場環境から ～外国人雇用はルールを守って適正に～

厚生労働省は、6月1日からの1か月間を「外国人労働者問題啓発月間」とし「共生社会は魅力ある職場環境から～外国人雇用はルールを守って適正に～」を標語に、外国人労働者の適正な労働条件の確保と雇用管理の改善を図るための周知・啓発活動を行っています。

外国人が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮しながら、安心して就労できるよう、事業主の方が守らなければならないルールや配慮していただきたい事項があります。以下の内容を御理解の上、適正な外国人雇用をお願いします。

1. 外国人の雇用状況を適切に届け出てください

外国人の雇入れおよび離職の際には、その氏名、在留資格などをハローワークに届け出てください。ハローワークでは、届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。

また、届出に当たり、事業主が雇入れる外国人の在留資格などを確認する必要があるため、不法就労の防止につながります。

2. 外国人の雇用管理を適切に行ってください

事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」が、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき定められています。

この指針に沿って、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。

【資料1】ポスター「外国人労働者問題啓発月間」

【資料2】パンフレット「外国人雇用はルールを守って適正に」

【資料3】リーフレット「外国人労働者の人事・労務支援ツールを作成しました」

【資料4】リーフレット「外国人を雇用する事業主の皆様へ 外国人の適正な雇用にご協力ください」

【資料5】リーフレット「外国人雇用状況届出はインターネットで、いつでも申請できます！」